

令和 5 年台風第 13 号に伴う災害等により被災された皆さまへ

ひまわり信用金庫

令和 5 年台風第 13 号により被災された皆さまへ、心よりお見舞いを申し上げます。

当金庫では、営業店におきまして、被災されたお客様のご預金のお引き出しや既存のお借入れについてのご相談を承っております。

また、被災された皆さまの生活基盤の一日も早い復旧、復興を支援するため、災害復旧融資をお取り扱いしております。

お近くの営業店窓口または営業担当者まで、お気軽にご相談ください。

《被災されたお客様への対応》

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることが確認できればご預金を払戻しいたします。
2. お届出の印鑑を紛失した場合には、拇印にて対応いたします。
3. ご事情を確認のうえ、定期預金・定期積金等の期限前払戻し（中途解約）ならびに当該預金等を担保とすること融資にも対応いたします。
4. 今回の災害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるように努めます。
5. 今回の災害に起因する手形・小切手・電子記録債権（でんさい）の不渡り処分については、ご事情を考慮のうえ、ご相談に応じます。
6. 損傷した紙幣・貨幣の引換えについて、ご相談に応じます。
7. 国債を紛失した場合のご相談に応じます。
8. 災害の状況、応急資金の必要性等を勘案して、迅速な融資対応のほか、既存のお借入れにかかるご返済条件の変更などのご相談に応じます。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の利用に関するご相談に応じます。
10. 罹災証明書が必要となるお手続きについて、自治体における交付状況等を勘案のうえ、被災されたお客様の便宜を図ります。
11. 第 1・第 3 土・日曜日については総合相談センター平店においてご相談に応じます（祝日を除きます）。

「災害復旧融資（令和5年台風第13号による災害）について」

当金庫では、被災された方に向けた支援融資の取扱いを開始しております。

・個人被災者向け融資（非事業性融資）

対象となる方	台風第13号により被害に遭われた個人の方
資金用途	被災からの生活再建にかかる次の資金 ① 住宅の補修・修繕費用（物置・門扉等含む） ② 自動車の修理・買替資金 ③ 家具・家電等の修理・買替資金 ④ 当金庫から借り入れた基金保証付個人ローンの借換資金
融資限度額	500万円以内
融資期間	3か月以上10年以内（元金据置期間6か月以内）
融資利率	年1.75%（固定金利）保証料込
保証	一般社団法人しんきん保証基金
取扱期間	令和5年9月11日（月）～令和6年3月29日（金）
その他	罹災証明等の提出は不要です

・各店窓口または営業担当者にご相談を承っております。

以上